東京電機大学 内部質保証の目的及び方針

1. 内部質保証の目的

本学の理念・目的に基づいた教育目標及び各種方針の実現のため、教育研究をはじめとする大学の諸活動を自ら点検・評価を行い、その評価結果の改善を推進することで質の向上を図り、大学自らの責任において、教育研究活動等が適切な水準にあることを恒常的・継続的に保証することを目的とする。

2. 内部質保証の方針(実施体制及び手続き)

内部質保証の目的を達成するため、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として自己評価総合委員会を学長の下に設置し、次の手続きを軸として内部質保証を推進する。

- (1) 学長は、自己評価総合委員会に対し、自己点検・評価の実施を依頼する。
- (2) 自己評価総合委員会は、自己点検・評価の基本方針を策定し、各学部・研究科並びに部局等に自己点検・評価の実施を依頼する。
- (3) 各学部・研究科並びに部局等は、適宜、IR センターに評価データの提供を依頼 し、IR センターは評価データを提供する。
- (4) 各学部・研究科並びに部局等は、自己点検・評価を行い、自己評価総合委員会へ報告する。
- (5) 自己評価総合委員会は、各学部・研究科並びに部局等からの自己点検・評価結果 を基に、全学的観点での自己点検・評価を行い、その結果を学長へ報告する。
- (6) 学長は、全学的観点での自己点検・評価結果を大学評議会に報告するとともに改善指示を行う。
- (7) 大学評議会は、全学的観点での改善事項等について協議し、各学部・研究科並び に部局等に対して改善指示を行う。なお、大学評議会は、必要に応じて改善の支 援・調整を行う。
- (8) 改善指示を受けた各学部・研究科並びに部局等は、改善計画を策定のうえ、改善を推進し、大学評議会へ改善事項の対応状況を報告する。
- (9) 大学評議会は、学長へ改善事項の対応状況を報告する。